

広島県森林情報取扱要領

令和4年12月2日 制 定
令和8年5月11日 最終改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による地域森林計画の樹立及び変更に伴い、県が収集した森林の資源及び土地についての基礎資料（以下「森林情報」という。）の適正な管理及び運用等について、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第2条 森林情報の取扱いについては、次の法令等によるほか、この要領に基づき取り扱うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (3) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年広島県規則第56号）
- (6) 広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）
- (7) 広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）
- (8) 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年5月8日付け12林野計第154号、以下「地域森林計画に関する事務の取扱い」という。）
- (9) 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成12年5月8日付け12林野計第188号）
- (10) 森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号）
- (11) 森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について（平成24年3月30日付け23林整計第339号）
- (12) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- (13) 広島県森林情報共有システム運用管理要領（令和3年7月1日制定）

(森林情報の目的・性格)

第3条 森林情報は、地域森林計画の樹立及び変更に必要な森林の資源及び土地についての基礎資料を得るために整備したものである。

- 2 森林情報は、森林法及び森林経営管理法の円滑な運用、その他行政の推進、学術研究、森林所有者の便に供するために活用することができる。
- 3 森林情報は、地籍図や空中写真等を用いた間接調査により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。このため、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

- 4 森林情報のうち、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」に該当する項目は、個人情報として取り扱う。氏名等、単独で個人を識別できる情報のほか、単独では特定の個人を識別できない場合であっても、地番や位置座標等を含む情報を他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるものも、個人情報として取り扱うものとする。
- 5 森林情報のうち、登記情報等と紐づけることによって森林所有者等を容易に特定できる情報（例：地番）と森林資源の価値を推定できる情報（樹種、林齢、材積、成長量等）を同時に含む場合、個人等の財産を特定することにつながり、個人等の権利利益を害するおそれがあることから、申請の内容をもとに提供が必要と認められる場合にのみ提供するものとする。

（森林情報の定義）

第4条 森林情報の定義は次のとおりとする。

（1）森林情報

地域森林計画の樹立及び変更に必要な森林資源の基礎資料として、県が収集した県内の森林の資源及び土地の情報をいう。なお、森林計画制度関係以外の情報の取扱いについては、本要領の規定によらない。

（2）森林簿等

森林簿等は、県内の地域森林計画対象民有林について、広島県森林情報共有システムで管理する、樹種、林齢、面積、材積、成長量、森林の所有者、森林の所在、地況等（以下、「林況等」という。）の情報を取りまとめたもので、次のとおり区分される。

ア 森林簿

地域森林計画に関する事務の取扱い第3の3により、地域森林計画の樹立又は変更にあたって、県内の地域森林計画対象民有林について、林況等の情報を「林班」や「小班（施業班）」を単位として取りまとめたものをいう。地域森林計画に関する事務の取扱い第6により、地域森林計画の附属資料として都道府県及び市町村の事務所に備え付けるものとする。

イ 森林地番一覧

地域森林計画の樹立又は変更にあたって整備した森林に関する情報をもとに、県内の地域森林計画対象民有林に関する林況等に関して、「地番」を単位として集計したものをいう。

（3）森林計画図等

森林計画図等は、県内の地域森林計画対象民有林内に存在する小班や地番等の位置図であり、次のとおり区分される。

ア 森林計画図

地域森林計画に関する事務の取扱い第4により、地域森林計画の樹立又は変更にあたって、森林基本図や、国土地理院等が作成した背景図等に、地域森林計画対象民有林の林班～小班界を重ねて表示した紙図面及び画像データをいう。地域森林計画に関する事務の取扱い第6により、地域森林計画の附属資料として、都道府県及び市町村の事務所に備え付けるものとする。

イ 対象森林区域図

アの森林計画図をもとに、地域森林計画対象民有林の区域を着色して表示した紙図面及び画像データをいう。

ウ 森林地番図

森林基本図や、国土地理院等が作成した背景図等に、地域森林計画対象民有林のうち、県で把握している地番界を重ねて表示した紙図面及び画像データをいう。

エ 小班地番図

森林基本図や、国土地理院等が作成した背景図等に、地域森林計画対象民有林の林班～小班界及び県で把握している地番界を重ねて表示した紙図面及び画像データをいう。

(4) 森林基本図

空中写真や都市計画図を基にした地形図（等高線）に行政区界、道路、集落等を表示した、地図情報レベル 5000 の図面をいう。公共測量に該当する。

(5) 森林経営計画申請情報

森林経営計画申請情報は、森林経営計画の対象として申請しようとする森林について、広島県森林情報共有システムで管理する情報をもとに、林況等並びに伐採計画及び造林計画について取りまとめたものをいう。

(6) 森林計画関係情報

森林情報のうち、(2)～(5)以外の情報（航空レーザ計測解析データ等）をいう。林業技術センターが整備した森林管理基盤情報を含む。

(配備機関及び管理者)

第5条 前条第1項(2)～(5)の資料は、農林水産局林業課、農林水産事務所、農林事業所、市町（管轄する区域に限る。）に配備し、当該機関ごとに次に定める者（以下、管理者という。）が適正に管理する。

(1) 林業課長

(2) 農林水産事務所長、農林事業所長

(3) 市町長

2 第1項の配備は、広島県森林情報共有システムを通して行う。システムの利用等は、別途、広島県森林情報共有システム運用管理要領にて定める。

3 管理者は、森林所有者等から森林情報の提供の申請があった場合は、別表1により対応する。

4 管理者は、第1項の資料を利用する場合は、本要領に定められた事項のほか、個人情報の保護に関する法律等に基づく適正な取扱いを行う責務を有する。

第2章 森林簿等

(利用の申請)

第6条 森林簿等の提供申請については、次のように処理する。

(1) 申請者は、様式1-1または様式1-2を別表1の区分により、管理者へ提出するものとする。

申請方法は電子メール、手交又は郵送とし、郵送での返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの手交又は郵送を希望する場合は、電子記録媒体（空のCD又はDVD、USBメモリ、外付けHDD等は不可）も提出すること。

(2) 管理者は、前号の申請に対し、提供する情報量が軽微で、かつ、申請者が次に該当する場合は、森林簿等を提供することとする。ただし、登記情報及び現に所有する者に関する情報の提供は、森林情報共有システムの利用者による申請で、森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認められる場合に限る。

ア 申請者が申請に係る森林の所有者である場合。

イ 申請者が申請に係る森林の所有者本人以外で次のいずれかの条件に該当する場合。

(7) 申請に係る森林の所有者の法定相続人・相続財産管理人・後見人からの申請であるとき。

(4) 申請に係る森林の所有者又はその法定相続人・相続財産管理人・後見人から、書面等により、森林簿等の提供の申請を委任又は委託されていると認められるとき。

(9) 国家機関、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下、「公的機関」という。）から業務の参考に供することを示す書類の提出があったとき。

(エ) 広島県内の森林組合（生産森林組合及び森林組合連合会を含む。）、広島県「意欲と能力のある林業経営者」等に関する情報の登録・公表実施要領（令和元年8月5日制定）により「意欲と能力のある林業経営者」として登録されている林業経営体、及び、広島県内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から、森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に必要とされる範囲の申請のあったとき（広島県森林情報共有システムの利用協定書、又は、個人情報取扱いに関する誓約書（様式6）を提出するものとする。また、個人情報に関する内部規定のある場合は提出する）。

(オ) 学校・大学等公的研究機関から学術的な目的での使用を示す書類の提出があったとき。

(カ) 個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号に基づき、本人の同意がなくても個人情報の提供を受けることができると認められる者からの申請であるとき。

(3) 管理者は、申請に対し、申請者が前号の条件に合致しているかを書面等によって確認しなければならない。

(4) 管理者は、申請の内容から個人情報の提供が必要と認められない場合は、個人情報を除いて森林簿等を提供することとする。

(情報提供)

第7条 森林簿等は電子メール、手交又は郵送によって提供することとし、一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし、申請者が公的機関の場合はこれを要しない。

2 森林簿等には個人情報が含まれるため、森林簿等を電子メールで送付する際はセキュリティに留意した方式で送付する。

第3章 森林計画図等

(利用の申請)

第8条 森林計画図等の提供申請については、次のように処理する。

(1) 申請者は、様式2を別表1の区分により、管理者へ提出するものとする。申請方法は電子メー

ル、手交又は郵送とし、郵送での返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの手交又は郵送を希望する場合は、電子記録媒体（空の CD 又は DVD。USB メモリ、外付け HDD 等は不可）も提出すること。

(2) 管理者は、前号の申請に対し、提供する情報量が軽微である場合には森林計画図等を提供することとする。

(情報提供)

第 9 条 森林計画図等は電子メール、手交又は郵送によって提供することとし、一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし、申請者が公的機関の場合はこれを要しない。

第 4 章 森林基本図

(申請)

第 10 条 森林基本図は公共測量であるため、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）43 条又は 44 条の利用方法に該当する場合は測量法に基づき申請することとし、申請者は、以下の表に規定する様式のいずれかを別表 1 の区分により、管理者へ提出するものとする。

情報の利用方法	申請様式
①測量成果の複製 (測量法第 43 条に規定される使用方法)	測量法第 43 条に規定される様式
②測量成果の使用 (測量法第 44 条に規定される使用方法)	測量法第 44 条に規定される様式
③測量成果の簡易な利用 (上記以外の使用方法)	様式 3

2 森林基本図の申請方法は電子メール、手交又は郵送とし、郵送での返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの郵送又は手交を希望する場合は、電子記録媒体（空の CD 又は DVD。USB メモリ、外付け HDD 等は不可）も提出すること。

(情報提供)

第 11 条 管理者は、測量法に基づいた申請については、測量法に規定される条件等を付した上で提供する。

2 森林基本図については、電子メール、手交又は郵送によって提供することとし、一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし、申請者が公的機関の場合はこれを要しない。

第5章 森林経営計画申請情報

(利用の申請)

第12条 森林経営計画申請情報の提供申請については、次のように処理する。

- (1) 申請者は、様式4を別表1の区分により、管理者へ提出するものとする。申請方法は電子メール、手交又は郵送とし、郵送での返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの手交又は郵送を希望する場合は、電子記録媒体（空のCD又はDVD、USBメモリ、外付けHDD等は不可）も提出すること。
- (2) 管理者は、前号の申請が第6条第1項(2)イ(エ)に該当すると書面等によって確認できた場合に、森林経営計画申請情報を提供することとする。ただし、提供する範囲は、森林経営計画を作成又は変更しようとする森林の区域に限る。

(情報提供)

第13条 森林経営計画申請情報は電子メール、手交又は郵送によって提供することとし、一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし、申請者が公的機関の場合はこれを要しない。

- 2 森林経営計画申請情報には個人情報が含まれるため、森林経営計画申請情報を電子メールで送付する際はセキュリティに留意した方式で送付する。

第6章 森林計画関係情報

(利用の申請)

第14条 森林計画関係情報の提供申請については、次のように処理する。

- (1) 申請者は、様式5を別表1の区分により、林業課長又は林業技術センター長へ提出するものとする。申請方法は電子メール、手交又は郵送とし、郵送での返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出すること。電子データの郵送又は手交を希望する場合は、電子記録媒体（空のCD又はDVD、USBメモリ、外付けHDD等を希望する場合は事前に協議すること）も提出すること。
- (2) 本要領第3条第4項で規定される個人情報を含む情報の提供申請については、第6条第1項(2)に準じる。
- (3) 林業課長又は林業技術センター長は、(1)の申請に対し、提供する情報量が軽微で、かつ、簡易に作成できる場合で、次の条件のいずれかに該当すると認められるときには森林計画関係情報を提供できるものとする。
 - ア 情報の利用目的が、森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資するものである場合。
 - イ 提供した情報が行政の推進・インフラ整備・学術研究等、公益性の高い事業のために使用される場合。
- (4) 林業課長又は林業技術センター長は、森林計画関係情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(情報提供)

第 15 条 森林計画関係情報は電子メール、手交又は郵送によって提供することとし、一連の申請にあたって発生した送料は申請者の負担とする。ただし、申請者が公的機関の場合はこれを要しない。データの容量が大きい場合の外付け HDD の使用・宅配便での送付等、これによらない送付方法については林業課長又は林業技術センター長と協議を行う。

2 林業課長又は林業技術センター長は、個人情報を含む森林計画関係情報を電子メールで送付する際は、セキュリティに留意した方式で送付する。

3 林業課長又は林業技術センター長は、森林計画関係情報の提供に時間を要する際は、申請者に提供日の目安を通知する。

第 7 章 雑則

(公的機関への提供)

第 16 条 林業課長は、本要領で定める様式に基づく申請によらず、森林簿、森林計画図等及び森林計画関係情報を公的機関へ提供できるものとする。

2 前項により提供するにあたって、本要領第 3 条第 4 項で規定される個人情報が含まれる場合には、第 6 条第 1 項(2)の条件に合致しているかを書面等によって確認しなければならない。また、必要があると認めるときは、申請者に対し、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(森林計画関係情報の公開)

第 17 条 林業課長及び公的機関(以下「公開機関」という。)は、インターネット等を経由して森林計画関係情報を公開できるものとする。

2 前項により公開する森林計画関係情報の取扱いは公開機関が定めるものとし、公開された森林計画関係情報の利用にあたっては、第 14 条に定める申請を必要としないものとする。

(その他)

第 18 条 農林水産事務所長、農林事業所長、総合技術研究所林業技術センター長及び市町長は、森林情報の取扱いにおいて、本要領に定めのない取扱いが生じた場合については、林業課長に協議し、承認を得るものとする。

第 19 条 農林水産事務所長及び農林事業所長は、処理事案が将来の紛議の要因になると予測される場合には、広島県地方機関の長に対する事務委任規則第 4 条の規定により、その処理につき、あらかじめ知事の指揮を受けなければならない。

第8章 附則

附則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

広島県森林資源情報及び関係資料取扱要領（平成25年6月19日制定）は、廃止する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1 申請先と提供可能データ

種類	申請先	申請様式	提供方法			
			帳票・図面 (紙、pdf そ の他画像デ ータ)	画像以外の 電子データ (shp、csv、 xlsx 等)	取扱範囲	
森林情報	森林簿等	林業課長	様式 1-1	○	○	全県分
	森林地番一覧	林業課長	様式 1-2	○	—	全県分
		農林水産事務（農林 事業）所長		○	—	全県分
		市町長		○	—	管轄区域 分
	森林計画図等	林業課長	様式 2	○	—	全県分
	森林地番図 対象森林区域図	林業課長		○	—	全県分
		農林水産事務（農林 事業）所長		○	—	全県分
		市町長		○	—	管轄区域 分
	森林基本図	林業課長	測量法第 43 条 規定様式 測量法第 44 条 規定様式 様式 3	○	○	全県分
	森林経営計画申請情 報	林業課長	様式 4	—	○	全県分
		農林水産事務所長		—	○	全県分
		市町長		—	○	管轄区域 分
	森林計画関係情報	林業課長	様式 5	○	○	全県分
森林管理基盤情報	林業技術センター長	○		○	全県分	

※森林計画図等の GIS 用データは森林計画関連情報として取り扱う。

森林簿等提供申請書

年 月 日

広島県農林水産局林業課長 様

申請者 住所（所在地）
 氏名（法人名及び代表者名）
 [担当者氏名]
 電話
 E-mail

「広島県森林情報取扱要領」に基づき、次により森林簿等の提供を申請します。

1 申請する森林簿等の種類

- 森林簿 ※林況等を「林班」や「小班（施業班）」を単位として取りまとめたもの
- 森林地番一覧 ※林況等を「地番」を単位として集計したもの

2 申請の目的

- 相続や土地の売買に関連する事務の参考資料にしたい。
- 所有する山林の資源情報を確認したい。
- 森林施業の適切な実施又は森林施業集約化のため。
- その他（ ）

※申請箇所が地域森林計画対象民有林であるかを確認したい場合は、別途様式2により対象森林区域図の提供を申請してください。

3 申請箇所の地番または区域（別紙地番一覧や区域図等でも可）

※申請箇所の地番数が多い場合は対応できないことがあるので、事前にお問い合わせください。

4 情報の受取方法・データ形式

受取方法	データ形式
<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> csv <input type="checkbox"/> xlsx <input type="checkbox"/> enc・bak（システム専用形式 ※4） <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 郵送 ※1※2	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> csv <input type="checkbox"/> xlsx
<input type="checkbox"/> 手交 ※2	<input type="checkbox"/> enc・bak（システム専用形式 ※4） <input type="checkbox"/> その他（ ）

- ※1 返信用切手を貼付した封筒を提出すること。
- ※2 電子データを希望の場合は空のCDまたはDVDを提出すること。
- ※3 網掛けのデータ形式は県庁林業課のみ受け付けます。
- ※4 登記情報及び現に所有する者に関する情報はシステム専用形式でのみ提供可能です。希望する場合は、事前に確認してください。

<裏面も確認すること>

<管理者記入欄>

申請内容及び提供内容の確認

決裁	回覧	担当

提供年月日：令和 年 月 日

森林地番一覧提供申請書

年 月 日

(申請先管理者名) 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (法人名及び代表者名)

[担当者氏名]

電話

E-mail

「広島県森林情報取扱要領」に基づき、森林地番一覧の提供を申請します。

1 申請の目的

- 相続や土地の売買に関連する事務の参考資料にしたい。
- 所有する山林の資源情報を確認したい。
- 森林施業の適切な実施又は森林施業集約化のため。
- その他 ()

※申請箇所が地域森林計画対象民有林であるかを確認したい場合は、別途様式 2 により対象森林区域図の提供を申請してください。

2 申請箇所の地番 (別紙地番一覧でも可)

※申請箇所の地番数が多い場合は対応できないことがあるので、事前に管理者にお問い合わせください。

3 情報の受取方法・データ形式

受取方法	データ形式
<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> PDF
<input type="checkbox"/> 郵送 ※1※2	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> PDF
<input type="checkbox"/> 手交 ※2	

※1 返信用切手を貼付した封筒を提出すること。

※2 電子データを希望の場合は空の CD または DVD を提出すること。

※3 PDF 以外のデータ形式は様式 1 - 1 により県庁林業課へ申請してください。

<裏面も確認すること>

<管理者記入欄>

申請内容及び提供内容の確認

決裁	回覧	担当

提供年月日：令和 年 月 日

様式 2

森林計画図等提供申請書

年 月 日

(申請先管理者名) 様
申請者 住所 (所在地)
氏名 (法人名及び担当者名)
電話 E-mail

「広島県森林情報取扱要領」に基づき、次の内容について提供を申請します。

1 申請する図面の種類

- 森林地番図 (地番(仮)境界) ※地域森林計画対象民有林の区域とは異なります。
 対象森林区域図

※申請箇所が対象民有林の区域であるかを確認したいときはチェックしてください。申請箇所が対象民有林の区域かどうか
明白な場合は区域図によらず、メール等の文章で回答することがあります。なお、現況と異なるなど区域に疑義がある場
合は、県庁林業課にお問い合わせください。

- 森林計画図 (林班～小班境界)
 小班地番図 (地番(仮)+林班～小班境界) } 県庁林業課でのみ受付
※小班地番図は線が混み合っており、縮尺によっては文字や境界が見え辛い場合があります。

2 利用の目的

- 相続や土地の売買に関連する事務の参考資料にしたい。
 所有する山林の位置を確認したい。
 木材生産や植林など、林業を行うための参考にしたい。
 森林の伐採・開発・工事等を計画しているため、地番や位置等を確認したい。
 その他 ()

3 申請箇所の地番または区域 (別紙地番一覧や区域図等でも可)

[]

4 縮尺

- 申請区域周辺が適宜表示される縮尺 () 分の 1
 その他 ()

5 情報の受取方法・データ形式

受取方法	データ形式
<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> TIFF
<input type="checkbox"/> 郵送※1※2	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> TIFF
<input type="checkbox"/> 手交※2	

※1 返信用切手を貼付した封筒を提出すること。

※2 電子データを希望の場合は空の CD または DVD を提出すること。

※3 GIS 用データはこの申請書ではなく、「森林計画関係情報提供申請書」で申請してください。

<管理者記入欄>		
○ 申請内容及び提供内容の確認		
決裁	回覧	担当

○提供年月日：令和 年 月 日

<裏面も確認すること>

7 申請に際して承諾する事項（全ての項目に承諾いただくことが提供の条件となります。）

○承諾事項

- 森林情報については、申請順に提供を行うため、**提供内容によっては時間を要します。提供日の指定はできません。**
- 提供される資料は、地域森林計画樹立の基礎資料等とするために、間接調査法により作成されたもので、実測・現況確認等を行われていないため、**訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適當です。広島県林業課としての証明もしていません。**
- 提供された情報は申請時点でのものであり、林況・区域・地番の変更等により今後、内容が変更される場合があります。
- 申請書に記載の内容について、森林・林業関係行政の推進のため、県及び市町の関係機関間で情報を共有する場合があります。

○誓約事項

- 提供された資料は、地番境界や土地の所有権等の権利関係の証明、土地利用制限情報（保安林等）の確認には使用しません。**

※所有権等については登記情報や聞き取り調査等により特定を行ってください。

保安林については森林保全課保安林グループ、その他の制限林は管轄部署にお問い合わせください。

森林基本図の簡易な利用申請書

年 月 日

広島県農林水産局林業課長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（法人名及び代表者名）
〔担当者氏名〕

電話 E-mail

「広島県森林情報取扱要領」に基づき、次のとおり、森林基本図の提供を申請します。

1 利用の目的

[]

2 申請箇所の地番または区域（別紙地番一覧や区域図等でも可）

[]

3 縮尺

- 申請区域周辺が適宜表示される縮尺 () 分の 1
- その他 ()

4 情報の受取方法・データ形式

受取方法	データ形式
<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> tiff <input type="checkbox"/> png <input type="checkbox"/> bds <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 郵送※1※2	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> tiff <input type="checkbox"/> png <input type="checkbox"/> bds
<input type="checkbox"/> 手交※2	<input type="checkbox"/> その他 ()

※1 返信用切手を貼付した封筒を提出すること。
※2 電子データを希望の場合は空の CD または DVD を提出すること。

5 申請に際して承諾する事項（チェックを入れていただくことが、提供の条件となります。）

- 森林情報については、申請順に提供を行うため、**提供内容によっては時間を要します。提供日の指定はできません。**
 - 森林基本図は、測量法上の「公共測量の測量成果」にあたります。**「簡易な利用」の範囲を超えて加工及び公表等を行う場合（測量法第 43 条または第 44 条の使用 방법에該当する場合は、別途測量法に基づく申請を行ってください。**
- ※測量法第 43 条及び第 44 条に該当していないか、国土地理院 HP 「利用手続きナビ」等で事前に確認してください。
- 利用に当たっては、印刷物等に出典を必ず明記※してください。

※「明記」の例：「広島県林業課作成の森林基本図」

<管理者記入欄>		
○ 申請内容及び提供内容の確認		
決裁	回覧	担当
○ 提供年月日：令和 年 月 日		

様式 4

森林経営計画申請情報提供申請書

年 月 日

(申請先管理者名) 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (法人名及び代表者名)
[担当者氏名]
電話
E-mail

森林経営計画の申請書類を作成するため、「広島県森林情報取扱要領」に基づき、次の条件により森林経営計画申請情報の提供を申請します。

1 申請予定の森林経営計画

- 新規
- 変更・更新 (前計画の団地名:)
 - 新たに追加する地番がある 新たに追加する地番はない

2 申請箇所の地番 (新規又は変更・更新時に新たに地番を追加する場合のみ記載。別紙一覧でも可)

[]

3 情報の受取方法・データ形式

受取方法	データ形式
<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> xlsx <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 郵送※1※2	<input type="checkbox"/> xlsx <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 手交※2	

※1 返信用切手を貼付した封筒を提出すること。
※2 電子データを希望の場合は空のCDまたはDVDを提出すること。

<裏面も確認すること>

<管理者記入欄>		
○ 申請内容及び提供内容の確認		
決裁	回覧	担当
○ 提供年月日: 令和 年 月 日		

様式 5

森林計画関係情報提供申請書

年 月 日

(申請先名) 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (法人名及び代表者名)
[担当者氏名]
電話
E-mail

「広島県森林情報取扱要領」に基づき、森林計画関係情報の提供を申請します。

1 申請の目的

[]

※第三者への提供を予定している場合は、提供先を合わせて明記してください。

2 申請箇所の地番または区域 (別紙地番一覧や区域図等でも可)

[]

3 提供を希望する情報の内容

[]

※希望するデータが作成・提供可能であるか、事前に確認してください。

4 情報の受取方法・データ形式

受取方法	データ形式
<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> TIFF <input type="checkbox"/> shp <input type="checkbox"/> csv <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 郵送 ※1※2	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> TIFF <input type="checkbox"/> shp <input type="checkbox"/> csv
<input type="checkbox"/> 手交 ※2	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> その他	広島県森林情報共有システムで共有

※1 返信用切手を貼付した封筒を提出すること。

※2 電子データを希望の場合は空の CD または DVD を提出すること。外付け HDD 等による提供を希望する場合は事前に確認してください。

<裏面も確認すること>

<管理者記入欄>

申請内容及び提供内容の確認

決裁	回覧	担当

提供年月日: 年 月 日

5 申請に際して承諾する事項（全ての項目に承諾いただくことが提供の条件となります。）

○承諾事項

情報の利用目的や申請内容によっては、情報を提供できないことがあります。

※事前に管理者までお問い合わせください。

森林情報については、申請順に提供を行うため、**提供内容によっては時間を要します。提供日の指定はできません。**

提供される資料は、地域森林計画樹立の基礎資料等とするために、間接調査法により作成されたもので、実測・現況確認等を行われていないため、**訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適當です。広島県林業課としての証明もしていません。**

提供された情報は申請時点でのものであり、林況・区域・地番の変更等により今後、内容が変更される場合があります。

申請書に記載の内容について、森林・林業関係行政の推進のため、県及び市町の関係機関間で情報を共有する場合があります。

○誓約事項

提供された資料は、地番境界や土地の所有権等の権利関係の証明、土地利用制限情報（保安林等）の確認には使用しません。

※所有権等については登記情報や聞き取り調査等により特定を行ってください。

保安林については森林保全課保安林グループ、その他の制限林は管轄部署にお問い合わせください。

提供された資料は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に取り扱うとともに、申請書に記載した目的以外での使用はしません。

<管理者記入欄>（個人情報提供時に確認）

○申請者（担当者）本人確認方法（いずれか1つ）

運転免許証 マイナンバーカード（表面） その他（ ）

○森林所有者確認方法（いずれか1つ）

課税台帳 土地登記事項証明書等 土地売買契約書 その他（ ）

△森林所有者本人から委任・委託された者が申請する場合

委任状・契約書等
 所有者本人の本人確認書類（ ）

△森林所有者の財産相続人・後見人等が申請する場合

森林所有者と親族の間柄、相続や後見が証明できる書類（戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書等）

△森林所有者の財産相続人・後見人等から委任・委託された者が申請する場合

森林所有者と親族の間柄、相続や後見が証明できる書類（戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書等）
 委任状・契約書等
 所有者の財産相続人・後見人等の本人確認書類（ ）

△企業等の組織の代表者が組織有林について申請し、担当者が手続きをする場合

担当者が組織に所属することを証明する書類（委任状、名刺、社員証等）

△その他の場合

提供可能条件を満たしていることの確認（ ）

森林所有者本人以外が申請する場合の追加書類



様式6

個人情報の取扱いに関する誓約書

(申請先管理者名) 様

個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものをいう。以下同じ。）の提供を受けるに当たり、次のことを誓約します。

- (1) 提供を受けた情報を利用するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守します。
- (2) 個人情報の保護の重要性を認識し、情報の利用にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱います。
- (3) 提供された個人情報は、林業振興、森林経営、林地開発許認可及び治山業務等の森林保全業務以外の目的には利用しません。
- (4) 提供された個人情報は、毀損・亡失し、または盗難にあわないう、責任をもって厳重に管理します。
- (5) 提供された個人情報の利用は所属内利用のみとし、以下に掲げる場合以外には、第三者にその複製物等を交付しません。また虚偽の情報の提供も行いません。
 - (ア) データ処理等を外部委託する場合
 - (イ) 官公庁への提出書類
 - (ウ) 森林所有者本人への説明資料等の作成（本人確認を行うこと）
- (6) 情報は自身の責任において利用するものとし、情報を利用したことにより自身または第三者への損害が生じても、情報提供者への責任は追及しません。

令和 年 月 日

所在地

商号・名称

代表者名

(担当者名)